

4月から西脇消防署多可3出張所体制がスタート

3市1町で運営する北はりま消防組合の多可町の体制が、4月1日以降、これまでの多可消防署および2駐在所から、西脇消防署管轄の3出張所配置に変更となりました。加美区と八千代区は新しく建設された多可北出張所及び多可南出張所に、中区はこれまでの多可消防署の建物を利用した多可出張所に、消防車、救急車を各1台配備し、火災・救急・救助等全ての災害に対し24時間対応可能な体制となりました。

■出動態勢

(1)火災

○建物火災

第1出動は3出張所から全消防隊が出動します。

中区南部（奥中・徳畑・茂利・中村町・安坂・糶屋・坂本・曾我井・森本・西安田・中安田・東安田）及び八千代区南部（俵田・中野間・下野間・下三原・柳山寺・中三原・上三原）は西脇消防署または西脇北出張所（西脇市寺内）から1隊が出動するため多可北出張所からの出動はありません。

多可出張所は西脇市羽安町、多可南出張所は西脇市明楽寺町・落方町・水尾町に第1出動します。

○林野火災等

管轄する消防隊及び直近の消防隊2隊が出動します。

多可北出張所及び多可南出張所管内は、それぞれの出張所と多可出張所が出動します。

多可出張所管内は、中区北部（門前・安楽田・東山・田野口・牧野・鍛冶屋・間子・岸上・天田・高岸）へは多可北出張所から、中区南部へは多可南出張所がそれぞれ出動します。

(2)救急

○多可出張所 中区全域及び西脇市羽安町に出動します。

○多可北出張所 加美区全域及び八千代区大屋に出動します。

○多可南出張所 八千代区全域（大屋を除く）及び西脇市明楽寺町・落方町・水尾町に出動します。

(3)救助

管轄する救急車及び直近の消防車並びに西脇消防署救助工作車が出動します。

(4)移動待機

出張所間の移動待機は行いません。

西脇消防署で警防人員が不足した場合、配備された特殊車両を運用するための移動待機を行います。

西脇北出張所、多可南出張所の順で行います。

■職員の配置

各出張所は10名による2班体制となり、3～4名が常駐して出張所の運営にあたります。

■消防署事務の各係について

これまで多可消防署で処理されていた事務の多くが西脇消防署に移管されることとなります。

【西脇消防署担当係】

○庶務係

文書收受・発送・保存、公印の保管・諸証明、サービス・教養、本部との連絡調整、物品調達・出納事務、消防団の業務

○予防係

火災予防広報、防火管理指導、建築確認同意、検査・査察、消防用設備の規制・指導、防火対象物の違反処理、北はりま消防組合火災予防条例の施行

○危険物係

危険物・指定可燃物の規制・指導、検査・査察、危険物施設の違反処理、県からの移譲事務（火薬類・液化石油ガス・高圧ガス）

○救急係

救急活動、救急訓練指導、救急統計

【出張所配置係】

○調査係

火災原因調査、火災原因分析・鑑定、特殊災害・自然災害等の調査・記録

○警備係

消防活動、災害等の警戒・防御、消防訓練指導、職委員の訓練、礼式指導、地水利等の調査

上記のとおり、事業者が提出することが多い許可にかかわることは西脇消防署本署での受付となりますが、「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出」など各種届出書は出張所で受理できます。

これまで夜間の救急では、遠いところで20分以上の時間を要していたのが、ほとんどの地区で10分以内（山寄上は22.8分が14.6分に短縮）での到着が可能となりました。

初動体制における消防・救急力の大幅な向上を受け、災害にあってはより一層、町や消防団と連携した取組を進めることで町内の安全安心の確保の実現を目指していきます。

【出張所】

北はりま消防組合 西脇消防署多可出張所

〒679-1114 兵庫県多可郡多可町中区岸上 281 番地 177

[電話] 0795-32-0119 [FAX] 0795-32-3900

北はりま消防組合 西脇消防署多可北出張所

〒679-1201 兵庫県多可郡多可町加美区豊部 240 番地

[電話] 0795-35-0119 [FAX] 0795-35-0166

北はりま消防組合 西脇消防署多可南出張所

〒677-0121 兵庫県多可郡多可町八千代区中野間 650 番地

[電話] 0795-37-0119 [FAX] 0795-37-0166

【庁舎管理担当】

北はりま消防組合 西脇消防署 庶務係

〒677-0054 兵庫県西脇市野村町 1796 番地の 502

[電話] 0795-22-0119 (代表) 0795-23-4680 (直通) [FAX] 0795-23-6119